

兵庫県下(神戸市を除く)の空き家活用を応援する 登録事業者の募集について

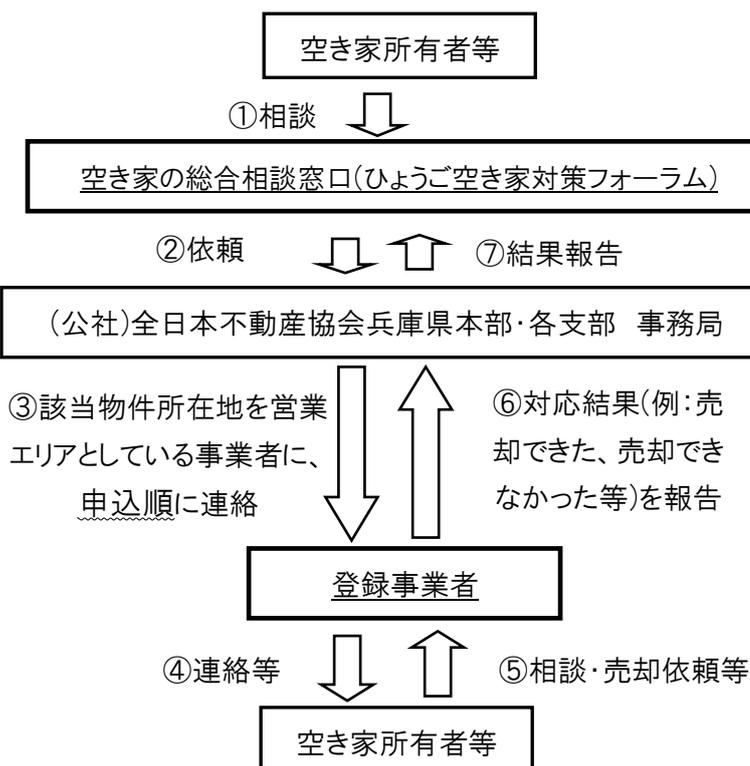
平素は、当協会の運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協会も構成団体として参画している「ひょうご空き家対策フォーラム」では、「空き家の総合相談窓口」を設け、相談者に対し、空き家の諸問題についての法的サポートや専門家紹介等を行っています。昨年に引き続き、会員の皆様の中から、ひょうご空き家対策フォーラム等から依頼された空き家の売却等の相談に、専門家として課題解決に積極的に取り組む意思のある登録事業者を募集致します。応募要件をご確認いただき、ご応募いただける方は、下記申込書にご記入の上、10月12日までにFAXで兵庫県本部(078-261-0902)までご返送ください。

☆登録事業者の応募要件 ※昨年ご登録いただいた方は再登録の必要はありません。

- ・ひょうご空き家対策フォーラムやその他各行政庁が実施し、全日と提携している空き家バンク等に関する取り組みの趣旨を十分に理解し、積極的に参画する意思があること
- ・(公社)全日本不動産協会兵庫県本部の会員である姫路支部・神戸支部・阪神支部の会員事業者
※神戸市内の物件は、「すまいるネット」の空き家相談での対応となるため、ひょうご空き家対策フォーラムでは、対象外となります。すまいるネットの支援事業者募集は、すまいるネットHPをご確認ください。
- ・全日・保証・日政連の会費に未納が無いこと。
- ・平成29年度の法定研修会を3回以上履修していること。
- ・過去2年(平成28、29年度)以内に当協会での会員処分歴、行政処分歴が無いこと。
- ・登録事業者の研修会に参加すること。(10月25日を予定。別途申込者にご案内致します。)

(参考)ひょうご空き家対策フォーラムでの相談の流れ



※ひょうご空き家対策フォーラムについて

空き家の諸問題についてお悩みの相談者に対し、解決に至るまでの手順から、法的サポートや専門家紹介等を行っています。

兵庫県や神戸市などの地方自治体をはじめ、「ひょうご住まいサポートセンター」、「すまいるネット」など、各種公共公益団体の後援・協力を得て、平成28年10月に設立されました。

詳細は <http://akiya-hyogo.com/> をご確認ください。

平成30年度は、豊岡市・加東市・相生市・洲本市で拡大相談会を実施予定です。拡大相談会では、各地域精通者に相談員として消費者からの空き家相談に応じていただきたく、本応募と合わせて相談員の募集も行います。相談員として執務される場合は、登録事業者研修会とは別に、ひょうご空き家対策フォーラムが実施する相談員研修もご受講いただく必要があります。

